

政治活動用事務所に掲示する立札および看板の類の制限等について

1 制度の概要

政治活動のために使用する事務所に係る立札および看板の類のうち以下に掲げるものを掲示するためには、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院（小選挙区選出）議員・参議院（選挙区選出）議員・知事・県議会議員については滋賀県選挙管理委員会、市長・市議会議員については高島市選挙管理委員会）の発行する立札および看板の類の証紙を当該看板等に貼付しなければなりません。

- ① 公職の候補者または公職の候補者となろうとする者（公職にあるものを含む。以下「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用する事務所に係る立札および看板の類でその公職の候補者等の氏名または氏名類推事項を表示するもの。
- ② 特定の公職の候補者等を推薦支持する後援団体の政治活動のために使用する事務所に係る立札および看板の類で当該後援団体の名称を表示するもの。

2 立札看板等の規格および数量

- (1) 規 格 縦150cm、横40cmを超えないもの（足等を含む。）
- (2) 看板等の種類
 - ① 公職の候補者等の分
（通常、「甲野太郎政治活動事務所」等と表示されるもの。）
 - ② 公職の候補者等に係る後援団体分
（通常、「甲野太郎後援会事務所」等と表示されるもの。）
- (3) 数 量 以下のとおり

公職の種類	候補者等本人の立札看板	後援団体の立札看板
市長	6	6
市議会議員	6	6

（注）複数の後援団体がある場合は、証紙の交付枚数は、これらの複数の団体を通じて6枚が限度となります。

3 証紙の申請等の手続き

所定の様式により、高島市選挙管理委員会に郵送によることなく直接行ってください。

4 申請および交付に関する注意事項

- (1) 証紙は、申請内容を審査後に交付します。交付までに時間を要する場合がありますので、余裕を持って申請してください。また、申請書記載内容の訂正等が必要な場合もありますので、申請者の印鑑を持参してください。
- (2) 申請書には、どこが政治活動用事務所であるのか明記してください。
- (3) 政治団体を設立して間がない時は、滋賀県選挙管理委員会の告示等でその設立の事実を確認することができない場合がありますので、政治団体設立届の写しを持参してください。

- (4) 証紙の交付を受けた場合は、受領書の提出が必要になります。
- (5) 証紙には有効期限が記載されていますので、当委員会から更新の通知があった場合は、速やかに更新の手続きをしてください。
- (6) 看板等の設置場所を変更（政治活動用事務所の異動）する場合は、速やかに高島市選挙管理委員会まで届け出てください。
- (7) **看板等の作り直しをする場合は**、当委員会に証紙の廃止を届け出るとともに、剥がした証紙を返却後、再度証紙の交付申請を行っていただく必要があります。証紙を貼ったまま看板等を破棄しないようご注意ください。
- (8) 政治活動用事務所看板であっても、公職選挙法第146条の規定により、高島市議会議員一般選挙および高島市長選挙の告示から選挙期日までの間に新たに設置（設置場所の移動を含む）することはできません。したがって、上記期間中は証紙の交付を行いません。

5 掲示上の注意事項

立札および看板の類は、法定数の範囲内のものであっても、当該候補者等または当該後援団体が、政治活動のために使用する事務所として選挙管理委員会へ届け出た建物の入り口付近に設置すべきであり、届け出た場所以外の場所や事務所としての実態のない場所（交差点や駐車場、田畑、空き地等）、事務所の道を隔てた反対側や事務所から相当離れた場所、自動車等には設置できません。

以上のほか、実際に看板等を設置する際に注意すべき事項は以下のとおりです。

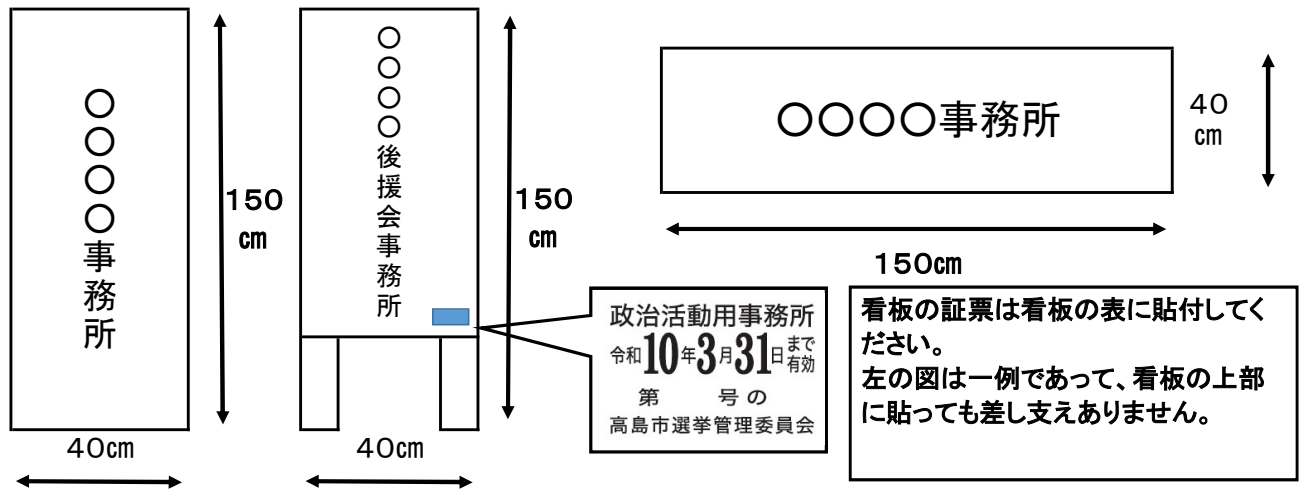
- ・看板等には必ず証紙を貼付しなければなりません。（公選法第143条第17項）
- ・看板等は、**1つの事務所につき2枚まで**設置することができます。ただし、看板等を両面にする場合は、両面に証紙を貼らなければならないため、事務所の前に1つしか設置できません。
- ・カーブミラー、電柱等の公共物に許可なく立札および看板の類を取り付けることはできません。
- ・中に電灯を入れたあんどん形式のものは、立札および看板の類とは認められません。
- ・選挙運動期間中に新たに看板等を設置することはできませんが、選挙運動期間前に設置したものであれば、選挙運動期間中も設置しておくことができます。
- ・証紙の有効期限に注意してください。
- ・三角柱や円錐形のように立体的になったものは使用できません。
- ・看板等の記載内容は、選挙運動にわたるものであってはいけませんので、スローガン等を記載する場合は、選挙運動とみなされないものに限りです。

6 罰則規定

証紙の交付枚数や、立札および看板の大きさ、または掲示場所などに違反がある場合は、2年以下の禁固または50万円以下の罰金に処されることがあります。（公職選挙法第243条第1項第4号）

政治活動用事務所を示す看板・立札の規格について(参考図)

設置できるもの



設置できないもの

